

# 東京都高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）の策定について

## ◎高齢者保健福祉計画とは

「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」とを都における「高齢者施策の総合的・基本的計画」として一体的に策定（3年ごとに改定）

### 第5期東京都高齢者保健福祉計画（平成24～26年度）〈平成24年3月策定〉

#### 【策定趣旨と都の役割】

- 2015年（平成27年）の東京の高齢者像を念頭に、過去の計画をふまえ、3年間（平成24年度～平成26年度）に取り組むべき施策を明らかにする。
- 都は、区市町村が地域特有のニーズを捉え、実情に応じた主体的な施策を展開できるよう支援する。

#### 【計画の理念】

- ① 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
- ② 「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現
- ③ 確かな「安心」を次世代に継承

#### 【施策展開の視点】

- 地域における安心な生活の確保
- 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営
- 地域社会を支える人材の確保・定着・育成
- 多様な社会参加の促進

### 介護保険制度の改正 〈現在、改正法案審議中〉

#### ①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

#### サービスの充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

#### 重点化・効率化

- ①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行（～29年度）し、多様化
- ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

#### ②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

#### 低所得者の保険料軽減を拡充

- 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

#### 重点化・効率化

- ①一定以上所得者の自己負担を1割⇒2割に引上げ
- ②補足給付の要件に資産などを追加

### 第6期東京都高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）

#### 【都としての考え方】

- 可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進する。
- 年内公表予定の「東京都長期ビジョン（仮称）」を踏まえ、10年後を見据えた施策目標を定め、大都市東京に即した施策を展開し、「世界の福祉先進都市」を目指す。
- 医療と介護の両方が必要になっても在宅生活に復帰できるよう、医療と介護の連携をさらに進め、高度急性期から在宅介護までの一連のサービス提供者間のネットワーク化を図る。

#### 第6期計画の理念と重点分野（案）

##### ○計画の理念

「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現

「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現

確かな「安心」を次世代に継承

##### ○重点分野

(1) 介護サービス基盤の整備

(2) 在宅療養の推進

(3) 認知症対策の総合的な推進

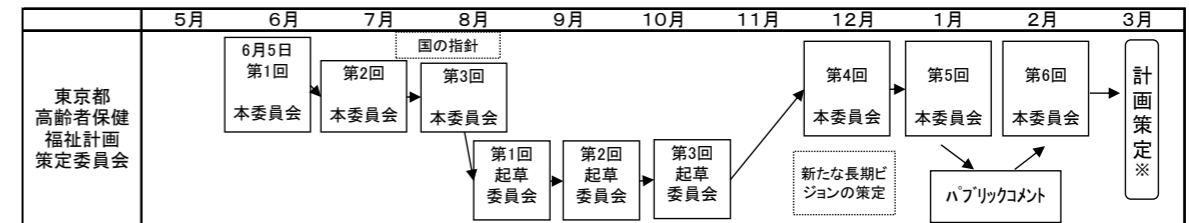
(4) 高齢者の住まいの確保

(5) 介護人材対策の推進

(6) 地域社会を支える担い手としての高齢者の支援

#### 【計画策定のスケジュール】

- 計画策定にあたっては、「東京都高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置（学識経験者、三師会、国保連、事業者団体、保険者、公募委員等 計24名）
- 6月から8月にかけて重点分野について検討した後、起草委員会にて計画文を作成
- 年明けにパブリックコメントを実施した後、平成27年3月に策定予定



重点分野を検討

計画文の作成

策定へ向けての取りまとめ

※ 高齢者居住安定確保プランも併せて改定